

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名（施設名） 長野市西条保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○法人の理念や基本方針に基づき、保育所としての保育理念や基本方針が作成されている。保育理念、基本方針には、生きる力を培い、子育てへの基本方針が示され、ホームページやパンフレットにも記載されている。 ○理念や基本方針は職員に配布され、年度初めの職員会で説明し、読み合わせを行い、周知に努めている。 ○保護者には、毎年3月に行われる入園説明時に理念・基本方針が示されたしおりと重要事項説明書を配布し、保護者にわかりやすく説明する機会を設けている。
					2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント					
2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○法人の管理職会議や、子ども未来部・保育幼稚園課や保健センターを中心とした発達支援会議において、ケース検討・障害児保育などを含めた現状報告等から社会福祉事業の動向を把握している。 ○市の福祉計画策定のメンバーになっており、策定動向と内容の把握ができています。 ○施設長は、毎月の月次報告にて利用率、推移など分析し法人に報告している。					
				9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。						
				10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。						
				11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。						
				a)	12		経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○法人の管理職会議で年2回、経営課題を報告し話し合いを行なっている。 ○週1回の職員会議で管理職会議の話し合った内容を報告し、子どもの推移の課題など職員に伝えている。			
					13		経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。				
					14		経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。				
					15		経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。				
				3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○中・長期計画の策定は、法人を中心に、法人内の児童支援事業部にて今後の保育の在り方やビジョンの話し合いを行い、問題点の課題や改善に向けた目標となっている。 ○中・長期計画は具体的な数値目標が示され、前期、後期の見直しがなされ策定されている。
									17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。										
19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。										

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(1)	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	○法人内の保育所事業計画は、運営方針、運営重点項目、保育内容、地域の関係、健康衛生や災害など、具体的内容で立てられている。 ○毎年、理事長のヒアリングにおいて利用者数や収入、支出などを報告し、利用率の充実を図るなど評価を行っている。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	○事業計画は毎年7月に職員の意見を集約し、決められた書式によって法人に事業計画の実施状況を報告し、ヒアリングが行われ見直しをしている。
			事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○事業計画は3月の保護者説明会で説明している。今年度の大規模改修についても便りなどで保護者に説明している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	な4福祉サービスの質の向上への組織的・計画的	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育の質の向上のために、第三者評価の受審をされ、保育の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。今後、質の向上に向け、検討結果から具体的な改善手順を作成することが望ましい。 ○昭和54年に建築した保育所は、中・長期計画に基づき、施設の改善や耐震工事等、子どもたちが使いやすい改修工事が行われた。職員と協議し提案された希望を取り入れた保育室が出来上がっている。 ○職員配置についても、長時間労働にならないように職員の意見を反映し、臨時職員の補充や、中途入所の子供受け入れがいつでもできるように検討し計画的に対応している。
				34	保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。		
				35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
				36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
			評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
				38	職員間で課題の共有化が図られている。		
				39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
				40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
				41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○施設長は、保護者会や年度当初の保育だよりの中で施設長としての保育の方針などを明確に示している。 ○施設長の職務は職務分掌として示され、有事などの役割や責任も明確にされている。
				43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
				44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
				45	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	1	(1)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○施設長は、法人の管理職会議の出席や法人内の保育所園長会の出席、私立の園長会など様々な研修や会議の出席により法令遵守に努めている。 ○障害者差別法などについても職員全員に配布し、読み合わせを行うなどその都度、周知すべき法令は皆が共有できるよう取り組みに工夫をしている。
					47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている	保育の質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a)	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○保育士は、月末に保育の反省を行い、個別にも子どもへの関わりについて振り返り評価し、主任に報告している。クラスごとに保育のねらいが示されている。 ○外部から、巡回支援による特別な支援を要する子どものクラス作りの研修や保健所の保健師訪問（にこにこ園訪問）など、子どもと保育士との関係づくりなどについても学ぶ組織的な取り組みがある。
					51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○施設長は、業務改善のため、勤務体制の変更や労務管理等により、仕事の効率化につなげている。 ○職員間での働きやすい環境作りに向け代替え保育士の確保をしている ○業務改善で記録業務の効率化や業務実効性のため記録支援システムの導入を行い、記録の統一が図られている。
					55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
					56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
					57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
					58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
	・ 2 育福祉 人材の 確保	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施され	a)	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○必要な人材や人員体制については、法人の理念や方針に基づき一括で行っている。また、人材育成についても法人の人材育成担当を中心に行われている。 ○保育ニーズにこたえるため、時間外保育・一時保育などを見越した人員配置がなされ、主任が全体を把握できる体制となっている。	
					60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
					61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
					62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
				a)	63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		○総合的な人事管理は法人で行っている。 ○職員の意向や将来への希望については、毎年施設長との面談があり、自己申告カードにより把握する仕組みがある。
				64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
				65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。			
				66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。			
				67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。			
				68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○職員の有給休暇取得などは、施設長が把握し法人へ報告している。</p> <p>○職員のメンタルヘルスは「心の健康づくり計画」が法人にあり、相談日や相談方法を示している。</p> <p>○個別面談を年に1回行い、職員の悩みなどを相談する機会を設けている。日々主任・同僚同士が話をする中で早めに対応し、支援できるように努めている。</p> <p>○福利厚生は、法人として親和会（親睦会）、長野市勤労者互助会に加入しており、職員の余暇活動の支援になっている。</p> <p>○職員が長時間勤務にならないように勤務体制の変更、臨時職員採用、産休・育休を取り仕事の復帰ができるなど、働きやすい環境作りに努めている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>○法人内で様々な経験を持つ職員の異動があり、一人ひとりの職員と相談し、意見を聞きながらその職員の持ち味活かせる保育が展開できるように設定されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3)	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>○保育内容の充実を図るために、法人内保育所の年齢別交流保育、障害児施設との交流保育、公開保育、訪問保育など、質の向上に努めるなど事業計画に沿って実施している。</p> <p>○法人外研修を計画的に取り組み、公立保育園、私立保育園などで行う研修会に参加している。</p> <p>○研修会の振り返りから、巡回支援、保健師訪問など、定期的に研修計画の見直しをしている。</p>
			職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○法人で、自己申告カードにより職員の意向などをもとに、個別の研修に参加できるように法人内の職階別の研修計画に取り組む仕組みがある。</p> <p>○自己申告カードの活用や、今後取り組まれる目標管理シートなどの活用により、職種別、テーマ別など、一人ひとりの研修計画の作成が望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>○実習受け入れマニュアルがあり、実習受け入れ担当者は明示されている。さらに、実習受け入れの基本姿勢、子ども・保護者等への事前説明項目の記載などの工夫が望まれる。</p> <p>○実習カリキュラムは養成校との話し合いなどにより養成校、実習生が求める内容の取組みをしている。</p>
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>○ホームページを公開しており保育園の理念、基本方針、保育内容、事業計画など公開している。また、財務内容については法人として公開されている。</p> <p>○苦情・相談については第三者委員へ報告をし、ホームページに公開している。</p> <p>○地域の保健所や支所などにパンフレットが設置されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3		公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	○外部監査は法人として行っていない。 会計士による指導が行われている。
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	基本的視点、運営規程に、地域との連携や結びつきを重視する旨が明記されており、積極的に交流の機会を作っている。春の交通安全教室には未就園児親子も参加、独居老人の会、デイサービスセンター、高齢者施設等との交流など、年間を通して取り組んでいる。また、園の行事への参加等も呼びかけている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(1)	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	<p>絵本の読み聞かせのボランティア、学校教育への協力として中学生の職場体験、高校生のインターシップなどを受け入れている。受け入れに際しては、守秘義務や子どもとの接し方など事前に話をしている。</p> <p>今後、受け入れのマニュアルの整備、ボランティア受け入れや学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化をされることを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<p>リストについては、長野市が作成したものを活用して、職員にも説明している。また、医療関係、保健センター、学校や他の保育園、行政関係の連絡先を記載した「保育園エコマップ」を作成している。</p> <p>地域の関係機関とは、地域の団体長会議に施設長が参加しており、防犯等についての依頼も行っている。虐待等については、必要に応じてマニュアルにそって児童相談所と連携し対応している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>保育園事業計画の運営方針に園の開放を積極的に行うことが明記されており、「ちびっ子広場」として未就児親子に遊び場の提供を年15回から24回ほど実施している。また、地域に参加を呼びかけ、“言葉の発達について” “わらべ歌について”などの講演会を開催している。育児相談も必要に応じて行われている。</p> <p>地域の団体長会議の中で、災害時に協力できることとして、おむつ等の提供を申し出ている。そのため、備蓄量を見直し必要量を増やす取り組みがなされている。</p>
			地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>地域の団体長会議や園を開放してのちびっ子広場、育児相談等を通して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。福祉ニーズにあわせて、一時保育や時間外保育の実施や3歳未満児の途中入園に対応できる職員配置などを事業計画等に挙げて、実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	135	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	法人の基本理念に“利用者の人としての尊厳を大切に”と述べられており、基本的視点や園の基本方針等、年度初めに職員で確認している。 全国保育士倫理綱領が制定されている。「保育の標準的な実施方法の留意点」や「保育マニュアルの保育者の望ましい態度」から、子どもを尊重した基本姿勢が読み取れる。日頃から保育場面で気になった言葉使いなどお互いにその場で伝えあうようにしている。 子ども同士の関係づくりでは、担当保育士が、それぞれの子どもよかったことをほめ、お互いを認め合うような保育を心掛けている。
					136	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
					137	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
					138	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
					139	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
					140	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
					141	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
					142	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(1)	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>プライバシーポリシー・特定個人情報取り扱い規程が整備されている。また、職員に対する虐待防止規程が策定されており、運営規程には虐待防止、身体拘束の禁止、個人情報の保護、保育士倫理綱領にはプライバシーの保護の項があり、職員の理解が図られている。初任者研修では権利擁護について学び、職場の中で報告を受けてみんなで確認をしている。保護者には入園説明会において、プライバシーの保護や権利擁護について説明をしており、子どもたちには嫌なことは嫌と言えるように配慮した保育を行っている。「保育のポイント」や「デイリープログラムの留意点」からは、具体的にプライバシーの配慮や子どもを尊重した保育の実施が伺える。改築を行い、トイレ等の作りにも配慮がされた。「虐待対応マップ」を作成し、不適切な事案に対する対応方法が明記されている。</p>
	1	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>入園説明で使用する「保育園の概要」は、字も大きくイラスト入りでわかりやすい内容となっている。ホームページもあり、事前見学等も随時希望に添って行われており、個別に説明も実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	1	(2)	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	「保育園の概要」は、1日の生活、保育理念、基本方針、保育目標、事業内容等が、わかりやすく記載されている。配慮が必要な保護者には、状況に応じて個別に対応している。	
					156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
					157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。		
					158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
					159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
		保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	相談窓口は、主任が担当し、必要や状況に応じて保護者等に説明を行っている。引継ぎ文書等は、希望に応じて作成し渡している。		
				161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。			
				162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。			
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	163	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		「基本方針」や「保育目標 楽しい保育園」に沿って、日々保育をしており、子どもが生き生きと満足して生活しているか、把握につとめている。 保護者会や個別懇談、子どもの送迎時に聞くようにしている。今後、利用者満足をさらに向上させるためにも、定期的な調査を行うことが望まれる。
					164	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		
165	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(3)			<p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	
		(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情解決の仕組みは整備されており、適切に運用されている。分析、課題、今後について明確に記録されており、“施設運営・施設整備・職員の資質・施設生活”に分類して整理し、第三者委員へ報告がされている。苦情箱の設置もされている。</p> <p>内容等については、保護者等に配慮をして、差し支えないことはお便りに掲載して公表している。今後、利用者満足と合わせて、保護者が要望や苦情を出しやすいように、アンケート等実施されることが望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4)	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	重要事項説明書の“苦情・要望の受付について”の項で、受付窓口と第三者委員2名が明記されており、掲示もされている。また、苦情受付ボックスは、下駄箱の上に置かれている。 園舎の構造上、相談スペースは遊戯室を活用している。今後さらに、苦情も含め相談しやすいように、苦情ボックスの見直し、相談日を設定するなどの工夫を期待したい。
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	苦情と合わせて、対応マニュアルを整備し、受付から解決まで状況を記載している。意見等については、お便りに載せて、意見・要望が出しやすいように取り組んでいる。保護者へは、状況を見ながら声をかけている。今後は、アンケートの実施など、より積極的な取り組みが望まれる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>危機管理マニュアル・危機管理対応マニュアルを作成し、安心・安全な保育の確保に努めている。</p> <p>防犯に関することは関係機関との連携や地域の協力体制ができています。</p> <p>事故については、散歩における安全マニュアルや環境チェックを作成し、予防対策や事故報告の徹底など、事故時の対応マニュアルに沿った対応がなされている。原因や今後の対応については、職員全体で話し合いを行ない、ヒヤリハットについても積極的に収集し、事故防止に努めている。</p>
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を	a)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>施設長が責任者となり管理体制ができている。看護マニュアルに感染症に関する対応マニュアルが種類別に作成されており、職員に周知徹底されている。</p> <p>感染症の流行情報を見ながら、予防や対策について確認して取り組んでいる。発生した場合は、拡大しないように保護者へ正しい知識や状況・対応策を緊急にお便りで伝えるなど行っている。また、予防のために流行情報は、掲示するなどして保護者に伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>火災・地震・水害など災害別のマニュアルを作成して対応体制が決められている。消防計画では、火災予防管理組織・自営消防隊を編成している。避難訓練は、年間計画に沿って、火災や地震、土砂崩れなど消防署とも連携して毎月実施している。</p> <p>子どもや保護者・職員との連絡方法は決められており、職員に周知されている。食料や備品等の備蓄リストを作成して整備している。</p>
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>「発達の特徴・保育のポイント」が、月齢毎に作成され、“安全・食事・排泄・人の関わり・睡眠・遊び”の項に分けて具体的な実施方法が記載されている。主任が中心となり、職員間で確認しており、新人研修においても指導している。</p> <p>未満児用・幼児用のデイリープログラムにおいても、子どもの活動に対応して保育者の動きが具体的に示されている。留意点では、着替えの際のプライバシー保護、否定的な言葉は控えること、状況に応じて臨機応変に対応することなどがあげられ、子どもの尊重や画一的な保育にならないよう配慮がされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(1)	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	職員会議において、年度末に、指導計画の一年の振り返り・見直しが行われており、保育の標準的な実施方法についても検証・見直しが行われている。
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	責任者は主任が担い、主任の指導の下担当保育士が保育課程にもとづいて指導計画を策定している。入園時は、保護者からの情報や発達状況を踏まえ、継続児は個別台帳・個人記録等の1年のまとめを行いアセスメントを実施している。 特別な支援を要する子どもについては、個別支援計画をもとに巡回支援を受け、アドバイスをもらって策定や保育実践に活かしている。 指導計画にもとづいて、月案、週案を立て実践しており、週毎、月毎に振り返りや評価を行っている。支援困難ケースについては、市の関係機関に相談するなどして検討し、保育の提供を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2)	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>指導計画は、年度当初に策定し、年度末に見直しを行っている。職員会において内容について確認がなされ、全職員に周知している。</p> <p>評価・見直しの際には、課題等を明確にして、次の指導計画作成に活かしている。</p>
		(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>225 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>個別の指導計画にもとづいて、統一した様式の個人記録を整備している。健康・人間関係・環境・言葉・表現・環境等の領域にわけ、発達状況や生活状況等を把握し記録がされている。記録に関しては主任が確認しており、内容や書き方についてチェックして、必要に応じて指導している。</p> <p>職員会は、月に3～4回開催されており、日々は情報を共有する仕組みが整備されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>記録管理は、施設長の責任で行われている。法人として「特定個人情報取扱規定」が定められており、職員も理解している。保護者等へも入園の説明会において、個人情報の取り扱いについて説明を行っている。</p>